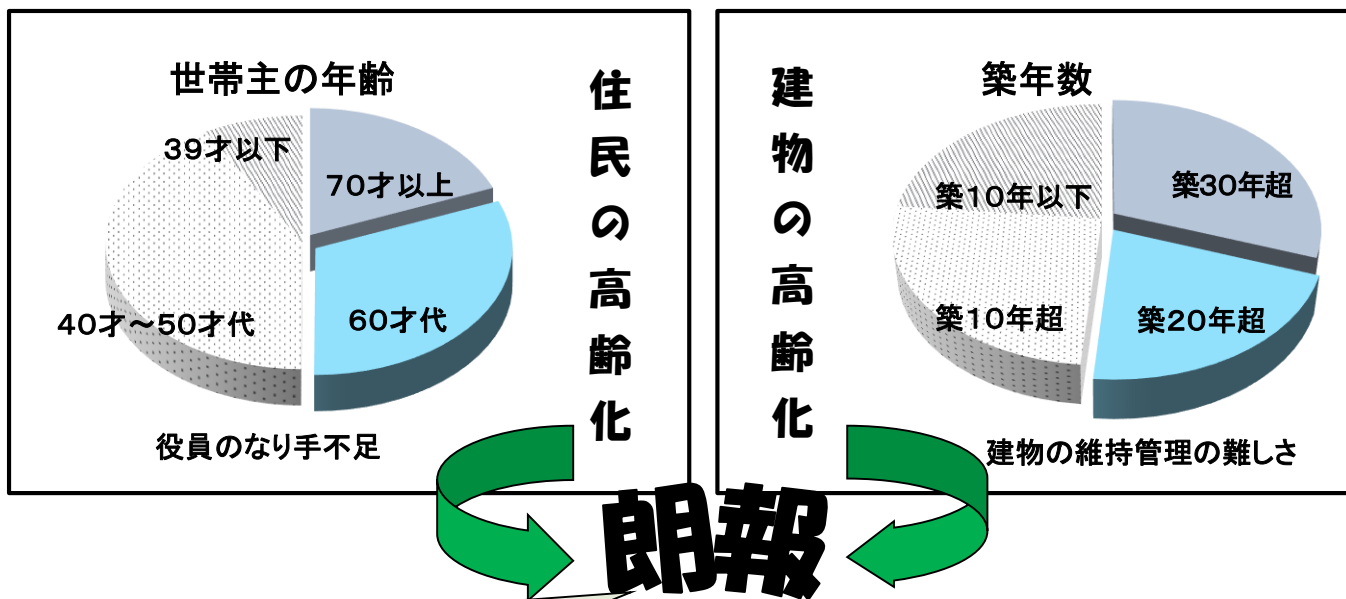


かながわマン管協が

理事長(管理者)を派遣します

二つの高齢化でますます難しくなる管理組合運営

(25年度版マンション白書から)



実績ある、かながわマン管協が問題解決のため 理事長(管理者)を派遣します

いつでもご連絡ください。ご説明にお伺いします。

〈お問合せ先〉 神奈川県マンション管理士事業協同組合
045-548-3250

管理者管理とは:

- ◆第三者であるマンション管理士や一級建築士が管理組合の理事長又は理事長代理になり、組合運営の原動力として活動するもので、皆様がお困りの諸問題の解決を図るものです。
- ◆国土交通省でも、この管理者管理の導入を標準管理規約に取り入れるべく改正を予定しております。(導入形態は、管理組合の現状に合わせた方式がいろいろあります)

…… 皆様の管理組合でも、この制度を導入する必要性をご検討下さい。……

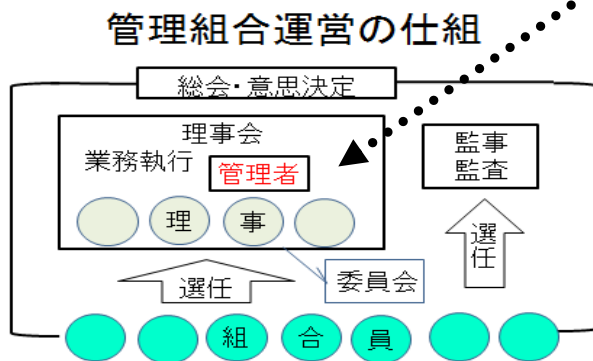
かながわマン管協の管理者管理

通常 of 管理責任者 = 理事長

標準管理規約では、理事長を管理者としています。

マン管協の管理者管理

区分所有法に定める管理者をマン管協から派遣します。



派遣した管理者は、理事長を代理し、総会決議及び管理規約で定める管理組合の管理を理事長に代わり執行します。

＜ かながわマン管協方式の特長 ＞

- その1 マン管協のマンション管理士が管理者を受けた場合にマン管協は、その管理士が業務を確実に遂行することを一定の限度で保証し、万一遂行できないときには、マン管協が代わって遂行いたします。
- その2 マン管協が皆様から直接管理者を受けた場合には、得意分野の異なる複数の管理士の力を合わせ、共同して業務を行います。

マンション再生プロジェクトも立上げ対応しております。

建物の維持管理を如何するのか、3回目の大規模修繕を前に検討課題となります

建替えか？ 修繕による延命か？ 耐震改修か？

.....専門家が現状を確認しながら具体的な提案をします。.....

いずれも詳細ご希望の組合様には、ご説明にお伺いいたします。

＜お問合せ先＞ 045-548-3250

神奈川県マンション管理士事業協同組合